

【所属名：総務部 財政課】

【会議名：令和7年度第2回入札監視委員会】

会 議 録

作成日 令和7年9月19日

日	令和7年8月29日	時間	13:30～15:40	場所	市役所2階 203.204 会議室
件名	(議題) 発注状況について 抽出案件の審議について				
出席者	【委員】 沢田克己（委員長）、保科正晴、池田隆明、小村 隆、高橋 登 【事務局】 総務部 嶋田部長 財政課 塚田課長、小杉課長補佐、佐藤検査監、井伊係長、渡邊主事 【担当課】 ガス水道局 青木係長、鍋島係長 消防防災課 加藤主査 生涯学習課 本間課長補佐 建設課 竹田技術専門員 農林水産課 丸山係長				
	傍聴者定員	一人		傍聴者数	3人

会議要旨

- 1 開 会
- 2 部長あいさつ
- 3 報 告

事務局 ・資料ナンバー1の建設工事の発注状況について、令和2年度から7年度まで随意契約を除いたものを年度別で記載している。なお、7年度については4月1日から6月30日までの3か月間の契約分である。

・7年度の契約件数については、5年度、6年度の過去2年の同期間の平均が60件であるので、若干少ない状況である。これは発注件数の減少もあるが、今年度から随意契約の基準が引き上げられたことにより、制限付き一般競争入札にかかる金額が予定価格で200万円を超えるものとなったことによる影響もあると思われる。

また、同じく同期間における契約1件当たり平均金額については、7年度は約1,500万円となっており、6年度は1件当たり約1,300万円、5年度、並びに4年度が約1,100万円であるので、過去2年度との比較では約300万円高い額となっている。

・次に落札率については、全工種の合計の単純平均では5年度は約95%、6年度は約94%で推移しているが、今年度は6月までではあるが、約94%となっており、昨年と同様の傾向と捉えている。5年度と95%程度で推移してきたが、6年度は、1ポイント低く94%となっている。

・資料ナンバー2について、・建設コンサル等の発注状況についても、工事同様、

2年度から7年度6月分まで、随意契約を除いた発注状況を年度別で記載している。

- ・7年度におけるここまでの契約件数については、過去2年度の同期間との比較において、5年度15件、6年度13件であるので例年より少ない状況である。しかしながら、契約1件当たりの金額では、5年度が1件あたり約400万、6年度は約870万円、7年度は約1,000万円となっており過去2年に比べ増加している。
- ・7年度も建設コンサルタント業務において比較的高額の案件が集中したことによるものと思われる。
- ・次に落札率については、全業種の合計の単純平均は6月までで83.8%となっており、若干あがっている。
- ・資料ナンバー3について、資料No.1と2の令和7年度部分と同様であるので、説明を割愛させていただく。
- ・建設コンサルタント等業務について、5年度同時期は建設コンサルタントで3件、予定価格は約1千万円、当初契約額は800万円となっており、6年度は件数、金額とも多くなっているが、災害関連で比較的高い金額の業務が発注されたことによる。
- ・資料ナンバー4について、令和4年度から7年度6月までの建設コンサルタント等業務の落札率の分布状況で、随意契約を含んだ集計結果である。
- ・7年度は落札率90%台の件数が7件で、全体件数の約7割を占めている。
- ・要因としては、災害測量業務の1者随意契約の落札率が90%台のものが4件あり、その他の業務でも高落札率の案件があった。
- ・資料ナンバー5について、令和7年度6月までの建設工事、建設コンサルタント等業務委託にかかる、中止・不調・不落随契案件の集計結果である。
- ・入札を中止したものは工事で2件、内訳は、設計誤りが1件、参加申込なしが1件である。
- ・不調は工事で2件あり、入札額が予定価格の範囲内に入らなかったことによるものである。
- ・不落随契は工事で1件あり、随意契約を締結している。

委 員 ・資料ナンバー5について3番、4番の小学校の災害復旧工事だが、不調ということだがその後落札されたのか。

事務局 ・3番、4番の小学校の災害復旧工事は、不調後に再公告を実施し、現在2件とも契約している。

4 審 議

事務局 ・今回の審議案件について令和7年4月から令和7年6月までの発注案件の中から、池田委員から選んでいただいた。案件の審議は1件ずつ行う。事務局の概要説明の後、委員から意見、質問をいただく形で進めていきたい。

【No.1】

事務局 ・【工事概要、入札状況を説明】抽出理由は、予定価格が1億2,376万円と高額にもかかわらず1者入札のため。

- 委 員 ・ 金額が大きいのになぜ 1 者入札となったのか。
- 事務局 ・ 本工事は橋梁の橋台築造工事であり、掘削管理、ケーシング、汚泥管理、鉄筋工、コンクリート打設、品質管理、試験など高度な施工管理能力を要する。
これらに精通しかつ必要な大型機械、管理体制を自社で確保できる企業が限られたと想定する。
- 委 員 ・ 橋の架け替えの工事は沢山あるので優先順位を決めることが重要である。
優先順位はどのように決めているのか。
橋の点検業者と落札業者は関係があるのか
- 事務局 ・ この工事に関しては点検からの工事ではなく、道路改良工事として見直した際に新たに橋を設置することになった工事である。
・ また定期的に橋梁等の点検を行っているが工事の優先順位としては危険度の高いものから補修という形で進めている。
- 委 員 ・ 概要欄の仮栈橋は迂回路用の橋か。
- 事務局 ・ 工事用の重機が通るための橋であり、既存の橋は生かしながら工事を実施しているため迂回路用ではない。
- 委 員 ・ 公告文の 14 の快適トイレの設置は橋の上に設置するのか。
- 事務局 ・ 現場の作業員用のトイレであり橋の上ではなく事務所の近くに設置する。

【No. 2】

- 事務局 ・ 【工事概要、入札状況を説明】 抽出理由は、2 者入札であるが、落札企業ではないもう 1 者の入札金額が予定価格の 3.2 倍のためである。
- 委 員 ・ 補足すると入札価格の高い業者は過去にも入札しており予定価格に近い金額で落札している。入札が難しいのであれば辞退すればよいかと思うのでなぜ参加したのか疑問に思い抽出した。
- 委 員 ・ 予定価格は事前公表したのか。
- 事務局 ・ していない。
- 委 員 ・ 何か業者が勘違いする要素はあるか。
- 事務局 ・ 電気のインバーター装置とコンバーター装置であり、規格、型番も公表しているので勘違いする要因はないのではと考える。
- 委 員 ・ 大きな会社でもあるので人がいないなど様々な理由があるのではないか。

【No. 3-1, 3-2】

- 事務局 ・ 【工事概要、入札状況を説明】 2 件の抽出理由は、2 工事とも同じ 3 者が入札し、同じ企業が落札しており、入札金額の順番も同じで落札企業以外は予定価格を超過しているためである。
- 委 員 ・ 補足すると 2 工事は工事の種類が概要から読み取ると違うにもかかわらずなぜ同じ結果になるか疑問だったため。
- 委 員 ・ 3 者の立地場所は近いのか。
- 事務局 ・ 立地場所は比較的近くはなく 1 者離れた場所にある。
- 委 員 ・ 3 者に親族などはいるのか。

- 事務局 ・そういった関係のある会社は聞いていない
- 委 員 ・16 ページの No 3-2 の概要であるが概要だけ見ると建築改修に見えるがなぜ工種が管工事なのか。
- 事務局 ・建築、電気、管で消防施設仮眠室増設工事を 3 つ同時に発注しており、電気、管の工事については建築の概要に合わせて表記している。
- 委 員 ・電子入札であり顔も合わせないのでわからないことが多い。

【No. 4-1, 4-2】

- 事務局 ・【工事概要、入札状況を説明】2 件の抽出理由は、2 工事とも予定金額が高い工事でありながら 1 者入札であり、97%以上の落札率で落札しているため。
- 委 員 ・No. 4-1 は塗装工事であり専門的な技術が必要であると聞いた。No. 4-2 は補修がメインではないかと考える。技術が必要であるにしてももう少し手上げがあってもよいのではないかと抽出した。
- 委 員 ・やはり特別な業者でしかできないのか。
- 事務局 ・橋梁補修工事に関しては専門性があり、専門にしている下請けが入り工事することがほとんどである。今回の大菱橋についても専門職を呼んで工事している。
- 委 員 ・工事場所は落札業者がエリアにしている地域なのか。
- 事務局 ・落札業者が工事場所に一番近いわけではないが、技術力、経験値を考えると業者は絞られるので今回の業者が落札したのではないかと。

【No. 5-1, 5-2, 5-3, 5-4】

- 事務局 ・【工事概要、入札状況を説明】抽出理由は、2 工事とも同じ 2 者が入札し、同じ企業が 97%以上の落札率で落札しているためである。
- 委 員 ・補足で特徴をあげると落札していない業者は予定価格を超えている。
- 委 員 ・なぜ分けて発注しているのか。
- 事務局 ・150m以上離れると別の工事にするという積算基準があるのでそれに沿って工事を分けた。
- 委 員 ・同じ日に入札しているが日をずらして発注するという考えはないのか。
- 事務局 ・早く発注したくはあったが県の補助金の交付決定待ちの状態であったので交付決定が出てまとめて発注という形になった。
- 委 員 ・一抜け方式をとるという考えはないか。
- 事務局 ・他市では事例はあるが当市は導入していない。参考にしていきたい。
- 委 員 ・No. 5-1, 5-2, 5-3, 5-4 についてそのエリアに精通した業者が入札しているのか。
- 事務局 ・No. 5-1, 5-2 については 2 者とも現場に近いところに会社がある
・No. 5-3, 5-4 については、1 者は現場近くの業者であるが、もう 1 者は現場から遠い業者である。何か違う現場が近かったなど理由があったのかと考える。
- 委 員 ・150m離れると道路工事が別工事になるということだが、それは妥当であるのか。効率、金額を考えればやはり一括発注のほうがよいのではないかと。

業者の意向調査などしないのか。

- 事務局 ・150mという考え方は国、県が採用している。基準として150mがないと際限がなくなってしまうので本市としても採用している。
- 委 員 ・別業者が落札したとして下請けが入り、結局同じ業者が仕事しているということはないのか。別業者が近接した工事を落札することはあるのか。
- 事務局 ・別業者が落札することもある。下請け業者については自社がいつも頼んでいる下請け業者に頼むと思われるので同じになるということはないと考える。
- 委 員 ・分割発注は色々な会社に機会をまわすという考えもできる。

【No.6】

- 事務局 ・【工事概要、入札状況を説明】抽出理由は、予定価格が高額にもかかわらず1者入札のため。
- 委 員 ・他の業務委託の入札では5者入札もあった。
- 事務局 ・漁業集落排水事業は実施している事業体が少ない。糸魚川市の入札参加資格に手をあげているところで実施している業者が少ないのではないかと考える。
- ・直接費について3者見積をとっている。
- 委 員 ・3者見積をとったということだが他2者いたということか。
- 事務局 ・1者は漁業集落排水について専門外ということで辞退されたので実質は2者から見積をとった。
- 委 員 ・見積をとった2者の金額の差は大きかったのか。
- 事務局 ・差があった。
- 委 員 ・農業集落排水施設と漁業集落排水施設の違いは何か。
- 事務局 ・同じ下水道であり実施することとしては同じであるが、所管が違うため事業採択の考え方が違うだけである。落札業者は他の事業体の漁業集落排水の計画も実施されておりその関係もあって今回入札したのではと考える。
- 委 員 ・漁業集落排水施設が特殊なことをやっていないのであればできる業者も多いのではないかと思った。
- 委 員 ・県内の登録業者は112者もあるのか。
- 事務局 ・下水道という大きいくくりではそうである。

【その他】

- 事務局 ・次回の入札監視委員会は11月から12月を予定している。抽出案件の依頼は小村委員にお願いしたいと考えている。

【終了】